



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2024 年 6 月 12 日(水)

居住用財産譲渡の 3,000万円控除の要件

マイホームを売った時に使える特例

マイホーム（居住用財産）を売ったときに、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高 3,000 万円まで控除ができる特例を「居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除の特例」といいます。

利用するためには様々な要件があり、国税庁は「居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除の特例適用チェック表」を用意しています。この表に売却する（売却した）マイホームを照らし合わせれば、この特例が利用できるか確認が可能です。代表する要件を簡単に見てみましょう。

居住用でなければもちろんダメ

他の居住用財産関係の特例と同じく、基本的には「住んでいなければダメ」です。別荘や仮住まい、セカンドハウスには適用できませんが、単身赴任等で家主が離れているものの、家族が生活しているといった場合は OK です。住まなくなってから 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに家屋もしくは家屋と共に敷地等を売る場合に、特例が利用可能です。

家屋を取り壊した場合については、取り壊しから 1 年以内に売買契約をし、かつその間に貸付等に利用していないことが条件

となります。

他の特例との重複適用は基本 NG

3,000 万円の特別控除の特例は、長期譲渡所得の課税の特例（所有期間 10 年超で譲渡益 6,000 万円以下の部分の税率を優遇）を併用できますが、居住用財産関係の特例や住宅ローン控除と併用することができません。併用できない期間も設定されており、居住用財産関係の特例については前々年、前年、当年に適用されていれば、3,000 万円控除が受けられません。住宅ローン控除については居住年およびその前 2 年、その後 3 年の計 6 年間に 3,000 万円控除を受けた場合、住宅ローン控除の適用を受けることができなくなります。

また、取用の場合の特別控除、特定期間に取得した土地等を譲渡した場合の特別控除、低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除等、居住用でない土地に適用できる特例についても併用できません。

法定申告期限後に特例の選択替えもできませんから、申告時に慌てることのないよう、早めの検討・準備をしておきましょう。



申告も要件ですから、特例利用で所得税が発生しなくても確定申告が必要です。